

西脇市後援名義の使用承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、産業、文化、教育等の振興又は福祉の増進に資することを目的とする事業を奨励するため、西脇市後援名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 後援名義の使用を承認する事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないもの
- (2) 特定の宗教又は政治的な活動を目的としないもの
- (3) 特定の団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがないもの
- (5) 市の行政運営に支障を及ぼさないもの又はそのおそれがないもの

(申請)

第3条 後援名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ西脇市後援名義使用承認申請書（様式第1号）に申請者の概要及び事業内容が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか関係書類の提出を求めることができる。

(決定等)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、西脇市後援名義使用承認通知書（様式第2号）又は西脇市後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 後援名義の使用を承認された申請者（以下「使用者」という。）は、当該事業の内容を変更しようとするときは、速やかに西脇市後援名義使用承認事業変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

- (2) 使用目的以外に使用したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、西脇市後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による措置によって使用者に損害が発生した場合であっても、市はその責めを負わない。

（事業実施報告）

第7条 使用者は、事業終了後速やかに西脇市後援名義使用承認事業実施報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。